

令和元年度第1回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

1 開催期日

令和元年7月3日(水) 15時00分～16時50分

2 開催場所

滝沢市役所4階中会議室

3 報告

- (1) 「令和元年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」について
- (2) 平成30年度滝沢市いじめ調査結果について
- (3) 滝沢市いじめ防止等対策リーフレットについて

4 協議

- (1) いじめ防止に係る道徳教育の取組(小学校)について
- (2) 「安全・安心・心の日」における各校の取組について
- (3) 関係機関・関係団体によるいじめ防止の取組について

5 出席委員

委員18名中16名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	桜庭 英樹	盛岡地方法務局 人権擁護課課長	関係行政機関の職員	出
2	中軽米 奈美子	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部児童相談第二課課長	関係行政機関の職員	出
3	古屋敷 孝悦	盛岡西警察署 生活安全課課長	関係行政機関の職員	出
4	太田 厚子	滝沢市立鶴飼小学校校長	学校教育の関係者 (小学校長)	出
5	小山 孝治	滝沢市立滝沢南中学校校長	学校教育の関係者 (中学校長)	出
6	工藤 玲子	元村保育園 園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園長)	出
7	白澤 仁	滝沢市PTA連絡協議会監事 (滝沢第二小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	出
8	山口 恒司	滝沢市PTA連絡協議会会長 (滝沢第二中PTA会長)	児童・生徒の保護者 (中学校PTA)	欠
9	大西 洋悦	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者(大学教員)	出
10	松下 壽夫	松下法律事務 弁護士	学識経験者(弁護士)	欠
11	山口 淑子	医療法人山口クリニック 院長	学識経験者(医師)	出
12	春日 菜穂美	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者(臨床心理士)	出
13	田沼 一男	滝沢市人権擁護委員常務委員	学識経験者 (市人権擁護委員)	出
14	山下 金吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会 会長	学識経験者 (市民生児童委員)	出

15	切金 一夫	滝沢市少年補導員連絡会会長	学識経験者 (市少年補導員)	出
16	藤島 洋介	市健康福祉部児童福祉課課長	本市の職員 (関係課)	出
17	舘澤 俊幸	市健康福祉部地域福祉課課長	本市の職員 (関係課)	出
18	日向 秀次	市市民環境部防災防犯課課長	本市の職員 (関係課)	出

6 市出席者

教育長		熊谷 雅英
教育委員会教育次長		長嶺 敏彦
教育委員会学校教育指導課 主幹兼指導主事		渡邊 康二
同 指導主事		高橋 勇樹
同 主査		吉田 卓
同 学校教育専門員		名須川 淳精

7 傍聴人 なし

8 内 容

会議に先立ち委嘱状交付。

1 開会

委員 18 名中 16 名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

2 (1) 挨拶 (熊谷教育長より挨拶)

(2) 各委員紹介 (長嶺教育次長より紹介)

3 議題 会長、副会長の選出について

(教育次長)

続きまして議題に入ります。いじめ防止等対策協議会設置条例第 6 条第 1 項により、本協議会の議長は会長が行うこととなっておりますが、会長が決定するところまで引き続き進行させていただきます。

それでは議題に入ります。会長、副会長の選出について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明。

(教育次長)

ただいまの説明につきまして、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは選出に入りたいと思いますが、選出の方法について何か意見はございますか。

(委員)

事務局一任。

(教育次長)

ただいま事務局一任とのご意見を頂きましたので、事務局から提案させていただきます。

(事務局)

事務局といたしましては、会長に名簿番号 9 番の盛岡大学教授の大西洋悦委員を、副会長に名簿番号 4 番の鶴飼小学校校長の太田厚子委員をお願いしたいと考えております。

(教育次長)

事務局より提案がありましたが、会長に大西委員、副会長に太田委員ということでしょうか。

(委員)

異議なし。

<各委員より拍手>

(教育次長)

ありがとうございます。それでは大西委員、太田委員、よろしくお願い致します。  
大西委員につきましては会長席にご移動お願い致します。  
それでは、報告・協議につきましては大西会長に議長をお願い致します。

<大西会長より挨拶>

#### 4 報告・協議

(議長)

それでは、報告・協議に入る前に会議録の署名人を指名したいと思います。本日の会議録署名人につきましては、白澤委員と田沼委員を指名したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでははじめに「令和元年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」について、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 説明。

(議長)

続いて「平成30年度滝沢市いじめ調査結果」について、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 説明。

(議長)

続いて報告の3点目です。「いじめ防止等対策リーフレット」について、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 説明。

(議長)

ありがとうございました。事務局より3つの報告がありましたが、何かご質問等がありますか。よろしいでしょうか。

それでは協議に入りたいと思います。「いじめ防止に係る道德教育の取組(小学校)」について協議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明。

(議長)

ありがとうございます。いじめについて取り上げている道德の教材について、紹介をして頂きました。このような教材を使いながら、いじめ防止に繋がる道德の授業を充実させていきたいということで、皆様の様々な立場からご意見を頂ければと思います。

(委員)

道徳の教科書自体に家庭で興味を持つのかなと気になっているところです。自分も見ているのかと言われると、中々見る機会がないですし、道徳の宿題というのも学校では中々出さないと思います。子供たちが道徳の授業について、どのような事を学んでいくのかという部分を、PTAでも呼びかけて確認していけるような雰囲気を作っていければいいなと思いました。

(委員)

ひねくれた感想になるのですが、随分と杓子定規というか、表面的だなという感想を持ちました。誰に対しても偏見を持つことがないということは、有り得ないと思います。その人の容姿や雰囲気、無意識的に偏見を持ってしまうことはむしろ当たり前のことで、なので偏見を持っているということにまず気が付くということが大事なことだろうと思います。誰に対しても偏見を持つことがなくということ、杓子定規に提示するところ、一つ疑問を持ちました。そしてこの「転校生がやってきた」という教材においては、この勇馬君という子はたまたま来て勇気を出してくれましたが、こんな子って現実にはそんなないと思います。多分勇馬君もこれを言い出すまでに色々な気持ちや葛藤があって、やっと声に出したのだろうなと思います。ヒーローみたいな子が突然転校してやって来て、問題解決するというのは現実的ではないと思います。色々な教材を見たときに小学校だと「みんな仲良く楽しいクラス」みたいなものがありますが、大人もそうですが子供たちも気が合う子と合わない子がいるのが当たり前だと思います。気が合わない子とどう付き合っていくかということの方が大切です。みんな同じように仲良くという標語みたいなものが、本当の意味でのいじめの解決や防止に繋がっていくのかというのは疑問です。こういう教材を扱う側としては、子供たちに考えてほしい事や身に付けてほしい事をもっともっと深めて教材を扱っていかなければならないだろうなと思いました。

(議長)

ありがとうございます。教材を子供にどう与えて、どう考えさせるのかということ、指導する側が考えなくてはならないのかなと感じました。

(委員)

実は今日の外来に来た子供がとてにこにこ笑っていました。違和感を覚えるくらい、にこにこしていました。お腹が痛くて来たと言うのですが、ずっとにこにこしているので、色々話を聞いてみるとどうやら教室に馴染めない子のようにでした。この教材の転校生の振る舞いにも少し違和感を覚えまして、実際にこういう子はいるのかなと思って聞いておりました。

(委員)

小学校の1年生からこういった教材がありますけれども、保育園にも人間関係の教育はあります。保育園・幼稚園でいじめがないかと言われると、私はあると感じています。5歳辺りから友達との関係でうまくいったり、逆にトラブルがあったり、色々起こり出します。心の育ちが早いのか、女の子にトラブルが起こることが多いです。そういう時に保育園にも教材みたいなものがあればいいなと思いました。保育園には紙芝居がありまして、その中で「人間関係」や「みんな仲良く」のような項目に該当するものもあるのですが、内容が合うものが中々なかったりもします。5歳児辺りの人間関係の芽が出る時期をもっと大事にして小学校に送り出したいと日々思っています。

1つ例を挙げるのですが、カブトムシの幼虫を1匹頂いたことがありまして、みんなで育てることになりました。体が不自由なメスのカブトムシだったのですが、子供たち自身で「すずちゃん」という名前を付けて大事に育てていました。一般的にカブトムシは7月～10月くらいまで生きるのですが、すずちゃんは11月まで生きました。亡くなった時には涙を流すまではいきませんが、みんなの中で悲しいという気持ちが育っていると感じました。保育園の頃から、心を育てていくことが大事だと日々感じているので、そういう部分をこの会議で一緒に考えて他の保育園にも情報共有していくこ

とが大事なかなと感じています。

(委員)

年間で道徳の教育というのは何時間あるのですか。

(事務局)

年間で35時間、道徳の教育を行うこととなっております。週1時間です。

(委員)

35時間に対して教科書が1冊だと思いますが、いじめに対する題材のものだけでなく、物を大切にしようとか色々と題材があると思います。いじめに特化して道徳の授業を進めるのであれば、35時間ただ教科書1冊を進めていくのではなくて、35時間を使ってどういうふうに着地させていくかという計画が、有効な取組になると思います。

(事務局)

ありがとうございます。道徳の教材については35以上の教材が掲載されております。それについて順番にこなしていくのではなく、各学校の行事に合わせて教材の順序等を変えながら取り組むということが示されています。今回紹介しました教科書につきましては、いじめに関係する教材が2つ続けて掲載されておりまして、2時間(2週)続けていじめを題材にして取り組むことができるということが特徴となっております。この題材に取り組む時期等については、各学校によって行うこととなっております。

(教育長)

この教材はどうやって指導するのが良いのでしょうか。

(事務局)

子供たちにこの教材を指導する際に、この物語を空想の物語として捉えてしまうと、この物語に込められた価値に気付くのが難しくなってしまいます。各学校にお願いしている部分として、架空の話として扱うのではなくて自分たちに当てはめて、自分事として捉えさせるように授業を進めて下さいというところをお願いしています。それから、様々な角度からの意見があるということを授業の中で子供たちに実感させることも道徳の時間のねらいとなっておりますので、子供たちから色々な意見を引き出せるように指導できればいいなと思っております。

(委員)

誰に対しても偏見を持つことがなく、というねらいに進めていくとなると、ズレていくのかなと思います。人は偏見を持つものだと思いますし、仲良くなれないなと思う子がいることも当たり前だと思います。人間としてのネガティブな部分というのを人はそれぞれ持っていて、でもそれを持ちながらどう生きていくかということに向き合うような視点があるといいなと思います。

(教育長)

教科書を採択する時に色々な議論がありました。教科書の右側にねらいが書いてある教科書と、ねらいが書いていない教科書があります。ねらいが書いてあると、子供たちがねらいに沿った発言をしなきゃいけないと思ってしまうので、私はない方が良く思っています。岩手地区では、ねらいが書いてある方が採択されました。

(委員)

心理の立場から言うと、ねらいが書いていない方が圧倒的に良いと思います。これがあることでその方向に進んでしまうので、人の心の深い所を理解するという部分に辿り着かずに表面的な部分で終わってしまうと思います。

(教育長)

ねらいが書いてあってもなくても、同じ方向に授業を進めていけるという先生もいます。子供たちの色々な意見が出ると思います。それらを上手く扱っていくと、ねらいが書いてあってもなくても良い授業になると思います。ねらいが書いてある方がやりやすい場合もありますし、書いてあるが為に失敗する場合もあると思います。ですので、指導する先生達も指導力をつけていくことが大切だと思います。

道徳の教科化により議会でも道徳に関する質問がよく出ます。学校の授業の中でいじめを防止するとなった時に、いじめが起こった時にどういう指導をするかという面もありますし、いじめが起こっていない時に心を育てておかななくてはいけないという面もあります。まさに道徳が心を育てる部分になると思います。先生が、こういうことは卑怯だよ、恥ずかしい事だよ、と言うよりも、子供たちの中からそういう意見が出てきたら、もっと良い学級になるだろうという願いを込めた授業になればと思います。

(議長)

それでは協議の2つ目に入りたいと思います。「安全・安心・心の日における各校の取組」について、事務局より話題提供をお願いします。

(事務局) 説明。

(議長)

ありがとうございました。それでは、各学校での取組について教えて頂ければと思います。

(委員) 滝沢南中学校での取組について説明。

(委員) 鵜飼小学校での取組について説明。

(議長)

ありがとうございました。委員の皆様から、ご質問等ありますでしょうか。

(委員)

中学校の取組の中でのアンケートについてなのですが、このアンケートの秘密が守られるという状況は、どのように子供たちに周知されているのか教えて頂きたいです。

(委員)

秘密を守るという部分については、それが前提ということでアンケートを取っているので、毎回説明等はしていません。ほぼ毎月やっているので書きやすくなっていると思いますし、内容も細かいものを書くものではないです。担任が変化を読み取るためのツールという考え方で毎月取り組んでいます。

(委員)

こうやって丁寧に子供たちの様子を把握しているのだなと感心しています。例えば「虐待されている」というような事を書いても家族に知られないように徹底されているかどうか、例えば相手の子や家庭に知られることがないかどうか、ということによって子供たちのアンケートの書き方は変わってくるのだろうなと思ってお聞きしました。

(委員)

虐待的なものについては、一度スクールカウンセラーさんに繋いで話を聞いてもらっています。カウンセラーから子供に対して、担任に話をしてもいいか聞いてもらったりしています。

(議長)

鵜飼小学校さんではどうでしょうか。

(委員)

小学校では「困っていることはありませんか」「困っている友達を見たことはありませんか」「辛いことはありませんでしたか」と3項目くらいで書く形のものになっています。1・2年生は全部聞き取りとなっています。学期に1回ずつ行っています。

(議長)

その他ございませんでしょうか。保育園ではどうでしょうか。

(委員)

5歳児というのは小さいですけれども、家庭を引きずっている部分があると思います。例を挙げると、家庭環境があまり良くない母子家庭の女の子が、大人的な言い方だと黒幕になっていることがありました。自分は前に出ないで、お友達に何かを言わせるみたいなことをやっていました。でも保育園の子供たちは単純なので、そういう行為が表に見えてきます。この時は職員会議をして保護者にも話をしました。この保護者は仕事を休んで子供と話をする時間を作ってくれて、子供と向き合ってくれました。

それから、保育園でも物を隠す行為があります。箸をゴミ箱に隠すこと等がありますが、隠した本人が「僕知ってるよ」と言って見つけてくれたりします。こういう時は「見つけてくれてありがとう」「でも、お友達の箸がなくなったら困るよね」という話をします。そういう機会を見過ごさないように気をつけています。

(議長)

ありがとうございました。それでは協議3に入りたいと思います。各関係機関・各団体の皆様から、いじめ防止に係る取組についての紹介や、学校へのご助言を頂戴したいと思います。

(委員)

人権擁護機関としましては、法務局の職員と人権擁護委員で色々な取組を行っています。皆さんに配布させていただいたパンフレットがあるのですが、こちらの14ページに記載がありまして、大きく分けて3つの取組があります。まず全国的な啓発活動としまして、人権教室を行っております。小学校や幼稚園・保育園に人権擁護委員が講師として行って、命の大切さやいじめ防止について啓発活動を行うというものです。最近ではスマホ携帯安全教室というのも行っておりまして、それに連携した人権教室も行っております。4月には盛岡大学でも行いましたし、5月には滝沢中学校でも実施させて頂きました。2つめは法務局での人権相談ということで、子ども人権110番としてフリーダイヤルの受付をしております。年間400件くらい相談があります。これについても人権擁護委員と法務局職員で相談に応じております。毎年強化週間も設けております。最近では夏休み明けに痛ましい事件等が起こっていることもあり、今年は8月29日～9月4日の期間を強化週間として、土日も相談を受付し、平日も受付時間を延長して行っております。16ページを見ていただきたいのですが、SOSミニレターということも行っております。小中学校の全児童生徒に配布しておりまして、切手なしで法務局に手紙を送付することができます。相談内容の割合ですが、全体の4割近くがいじめについての相談となっております。最後に人権侵害事件としての取り扱いということで、いじめに関してどのように立件するかと言いますと、いじめた事自体をどうこうするのではなくて、学校の対応がどうだったのかということを確認することをしております。インターネット事案では削除要請というのを行っております。自分自身で削除要請しても実行できないという場合に、法務局に相談頂ければ法務局で削除要請するというのをしておりますので、対象事案がありましたらご相談頂ければと思っております。

(委員)

福祉総合相談センターの児童女性部児童相談課の中で、平成29年度に受付した児童相談の件数は1,792件という状況でした。そのうち虐待を含む擁護相談の件数が865件となっておりまして、全体の半数ほどとなっております。次いで、知的障害を含む障がいについての相談が573件ということで全体の約3割となっておりまして、この2つの相談で全体の8割を占めるという状況となっております。

いじめに関する相談の統計は取っておりませんが、実態としては児童相談所の中に設定されている「子ども・家庭テレフォン」というのがあるのですが、こちらの相談電話で就学前の子供を持つ保護者から、保育所や幼稚園で子供がいじめられているようだという相談が寄せられることは時々ある状況です。しかし小中学生に関して、いじめを主訴とした相談は特にないという実態です。児童相談所ではいじめそのものを取り扱うというよりは、背景にある子供の状態や家庭状況・保育環境について保護者や関係機関を含めて話をして助言等を行っている状況です。いじめ防止の対応をしていく中で、家庭の状況や子供の特性というところで気になる場所があれば、福祉総合相談センターにご相談頂ければと思います。

(委員)

滝沢市人権擁護委員では、5月末～6月にかけて各小中学校を訪問させて頂きました。ここ数年で目立ってきたのは、小学校高学年でスマホを持っている児童が多くなってきているという状況です。学校によっては盛岡西警察やNTTと連携して、スマホ使用教室を行っているところもあるようです。こういった中で、親にももっと関心も持ってもらわなくてはならないという意見が多数あります。使用ルールを守った使い方を徹底しなければならないし、それを毎年継続して指導しなければ意味がないのではないかという意見もありました。

その他に先ほども紹介がありましたが、SOSミニレターというのを毎年10月頃配布させていただいておりますけれども、今年度から6月に配布させて頂きまして、予備も置いております。もしなくされたとか足りなくなった場合には、保健室や廊下などに置いていただいて自由に使用してもらえるように学校にお願いしております。

(委員)

盛岡西警察署管内の事案ですと、1ヶ月ほど前になります。小学校5年生の子供が帰って来ないということで保護者から通報がありました。探してみると祖母の自宅に居たのですが、事情を聞くと自宅に行った時にカギが閉まっていたのを管理人さんから「孫です」と言ってカギを借りて勝手に入っていた、という状況でした。更に話を聞いていくと学校でいじめられているというような主旨の話をしておりまして。ところが、学校から話を聞いてみると、基本的に学級に馴染まない児童ですという説明がありました。いじめられているのか、自分から関係を持ちたくないのか学校でも困っていますということでした。その後の経過を確認してみると、学校としてはいじめという観点では考えていません、という答えが返ってきまして、私個人としては疑問に感じたところです。教育現場といじめとの関係はすごく難しいと感じておりますが、関心を持って対応しております。

それからツイッター等のSNSの問題もあります。中には過激な投稿をしているものもあります。これらが誰に向けられているものなのか、被害者が声をあげてくれないと分からないものもあります。事件化をしなければならないものか判断が必要になるものもありますが、相談してきた保護者の気持ちに寄り添いながら対応していきたいと思っております。

(委員)

私たち少年補導員は防犯の啓発活動をメインとして行っております。犯罪が起きにくい住みよい街づくりを目指して活動しております。それから、未来ある子供たちの健全育成にも力を注いでおります。現在県内には675人の少年補導員がおりまして、滝沢市においては47人となっております。これからの道徳教育というのは素晴らしいことだと思いますし、私たちも地域の学校を支える少年補導員にならなくてはいけないと思っ

て日々活動しております。毎年同じことをやるのではなくて、新しいことをやりながら、地域の特色も生かしながら活動していきたいと思えます。

(議長)

活発なご協議ありがとうございました。子供たちが安心して学校で過ごせるように、学校内外どこでもいじめが起こらないように、私たちが対策や環境作りを進めていきたいと強く感じました。これからも関係機関が連携して取り組んでいくことをお約束して、この会議を閉じたいと思えます。ありがとうございました。

#### 4 閉会

(教育次長)

以上をもちまして、第1回いじめ防止等対策協議会を終了いたします。

なお次回については、令和2年2月3日(月)を予定しております。内容につきましては、道徳教育の各学校での実践の様子についてのご報告と、今年度のいじめ調査結果の報告及び「令和2年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」に対するご意見をいただき、来年度へ反映させていく予定でございます。

本日はありがとうございました。